

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

公 告	公立幼稚園の廃止の認可 .....	学校施設室	1頁
お知らせ	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 .....	福利・給与室	1頁

### 公 告

公立幼稚園の廃止を次のとおり認可しました。

平成20年9月24日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃止の理由
木曾岬町立木曾岬幼稚園	平成20年10月1日	平成20年4月1日に幼稚園・保育所の一体化施設として南部幼稚園及び中部幼稚園を設置したことに伴い休園となっていた木曾岬幼稚園の園舎を解体することになったため。

### お 知 ら せ

平成20年9月24日付け三重県公報第2021号に「公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則」が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年九月二十四日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司  
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第十六号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「多気郡大台町立宮川中学校」を「多気郡大台町立宮川中学校  
度会郡南伊勢町立南島中学校」に改める。

別表第三中「度会郡南伊勢町立南島中学校  
鳥羽市立長岡中学校」を「鳥羽市立長岡中学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二及び別表第三の規定は、平成二十年九月一日から適用する。

発 行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印 刷  
有限会社第一プリント社